参考様式第１号（第11条関係）

誓　約　書

〇〇建設事務所長　あて

　私は、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第13条第１号のアからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

　　年　　月　　日

　　　　 　　　　　　　（申 請 者）

住　 所

氏 　名

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

注）日付、氏名及び住所は自筆で記入すること。

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（抜粋）

（許可の基準等）

第13条　知事は、第８条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

　⑴　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　　ア　第18条第３項又は第23条第３項の規定による必要な措置を講じていない者（イに掲げる者を除く。）

　　イ　第22条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

　　ウ　第23条第１項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る長野県行政手続条例（平成８年長野県条例第１号）第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キ及びクにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。）

　　エ　第23条第２項の規定により土砂等の盛土等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

　　オ　土砂等の盛土等の施工に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　キ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからカまでのいずれかに該当するもの

　　ク　法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

　　ケ　個人であって、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの